

Vervento 京都 F.C.OB 会規約 新旧対照表 (2016.07.09)

条項	新	旧
	制定：平成27年7月11日 改定：平成28年7月9日	(記載なし)
第12条	(役員及び事務局の設置) この会に、次の役員を置く。 (1) 各期生の中で代表・副代表を置き、これを <u>Vervento 京都 F.C.OB 会役員</u> (以下、「役員」と呼称する。) とする。 (2) <u>役員</u> のうち、1名を <u>Vervento 京都 F.C.OB 会会長</u> とする。また、会長の他に <u>若干名を副会長、会計、庶務とする。</u> (3) <u>前号に規定する、会長、副会長、会計、庶務により、Vervento 京都 F.C.OB 会事務局</u> (以下、「事務局」と呼称する。) <u>を組織する。</u>	(役員を設置) この会に、次の役員を置く。 (1) 各期生の中で代表・副代表を置く。 (2) 代表のうち1名を <u>Vervento 京都 F.C.OB 会</u> の会長とする。また、会長の他に副会長、会計、庶務を置く。
第13条	(役員等の任期) 役員 <small>の任期は、選任後2年とする。連続して役員に就くことは出来ないを妨げない。</small> 2 <u>事務局の運営に支障が出る場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u> 3 <u>事務局を組織する役員 (以下、「事務局員」と呼称する。)の任期は、選任後2年とし、連続してその職に就くことはできない。</u>	(役員 <small>の任期</small>) 役員 <small>の任期は、選任後2年とする。連続して役員に就くことは出来ない。</small> 2 第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
第14条	(役員等の解任) 役員 <small>又は事務局員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。</small> (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った時。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。	(役員 <small>の解任</small>) 役員 <small>が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。</small> (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った時。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

<p>第16条</p>	<p>(権限)</p> <p>総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 役員又は事務局員の選任又は解任</p> <p>(2) 収支報告の承認</p> <p>(3) 規約の変更</p> <p>(4) その他総会で決議するものとして、この規約で定められた事項</p>	<p>(権限)</p> <p>総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 役員の選任又は解任</p> <p>(2) 収支報告の承認</p> <p>(3) 規約の変更</p> <p>(4) その他総会で決議するものとして、この規約で定められた事項</p>
<p>第18条</p>	<p>(招集)</p> <p>総会は、代表会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p><u>2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が代表会を招集する。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>総会は、代表会の決議に基づき会長が招集する。</p>
<p>第19条</p>	<p>(議長)</p> <p>総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p><u>2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が議長を務める。</u></p>	<p>(議長)</p> <p>総会の議長は、会長がこれに当たる。</p>
	<p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規約は、Vervento 京都 F.C.OB 会設立の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規約は、2016年7月9日から施行する。</u></p>	<p>(記載なし)</p>